

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市人事委員会

委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第5号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条」を削る。

第2条第1項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 公益財団法人京都市埋蔵文化財研究所

第2条第1項中第7号及び第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号から第17号までを2号ずつ繰り上げ、第18号から第21号までを削り、第22号を第16号とし、第23号から第26号までを6号ずつ繰り上げ、第27号を削り、第28号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

(22) 一般財団法人京都市立浴場運営財団

第2条第1項第29号を削り、同項第30号を同項第23号とし、同号の次に次の1号を加える。

(24) 公益財団法人京都市環境保全活動推進協会

第2条第1項中第31号から第33号までを削り、第34号を第25号とし、同号の次に次の1号を加える。

(26) 公益財団法人全国市町村研修財団

第2条第1項中第35号及び第36号を削り、第37号を第27号とし、第38号を削り、第39号を第28号とし、同条第2項に次の1号を加える。

(3) 地方独立行政法人京都市産業技術研究所

第2条第3項を削る。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(人事委員会事務局)